

申 請

平成24年10月19日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田 佳彦 殿

神奈川県知事
黒岩 祐治

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に
基づく平成23年11月10日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。

湯河原町において産出された茶(秋冬番茶以降)

解除を申請する理由：別紙参照

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

湯河原町で産出される秋冬番茶以降の茶

2 現在までの検査結果

品 目	検査日	地 点	測定結果
			放射性セシウム (Bq/kg)
一番茶 (生葉)	H23 5/13	湯河原町①	680
秋冬番茶 (荒茶)	H23 11/2	湯河原町①	510
		湯河原町	490
		湯河原町③	300
秋冬番茶 (飲用茶)	H24 10/16	湯河原町①	2.5
	H24 10/16	湯河原町②	0.92
	H24 10/16	湯河原町③	1.7未満

* 検査地点の選定方法

湯河原町は、本県の西南部に位置し、箱根外輪山等の山々に囲まれた急峻な山地、南郷山山腹からの比較的緩やかな丘陵地、相模灘に向かって流れる河川流域の平坦地、真鶴半島等に囲まれた海岸などから形成されている。

茶の栽培は、吉浜地区の緩やかな丘陵地が中心地であり、今回のほ場はこの3地点から地域的な広がりや生葉の自主検査で放射性セシウム濃度が高く出た地点を考慮し選定したほ場である。

3 解除後のモニタリング計画

解除後も当面の間、収穫を実施する茶期ごとに、町内で3か所の地点においてモニタリング検査を実施し、公表する。

4 解除後の出荷管理

これまでに、平成23年産については、茶葉を全て処分した。栽培管理による放射性セシウムの低減対策は、深刈を指導したものの葉層が薄かったことにより、小枝まで落とせず、十分な深刈を行うことができなかった。

平成24年産は、昨年産を踏まえ適切な深刈や中切りを徹底するとともに、各荒茶工場及び株式会社神奈川農協茶業センター等出荷団体に対し、出荷先の捕捉を可能とするため、入荷先及び販売先等の記録の保存を求める。また、荒茶の出荷の際は市町村名等の表示の徹底を図る。

町内においては食用に供する茶の生産はないが、今後、食用に供する茶

(別 紙)

の生産が開始された場合には、荒茶において検査を実施することとし、食用に供する茶の基準値である100Bq/kgを超過した茶を流通させないよう文書及び巡回による指導を実施する。

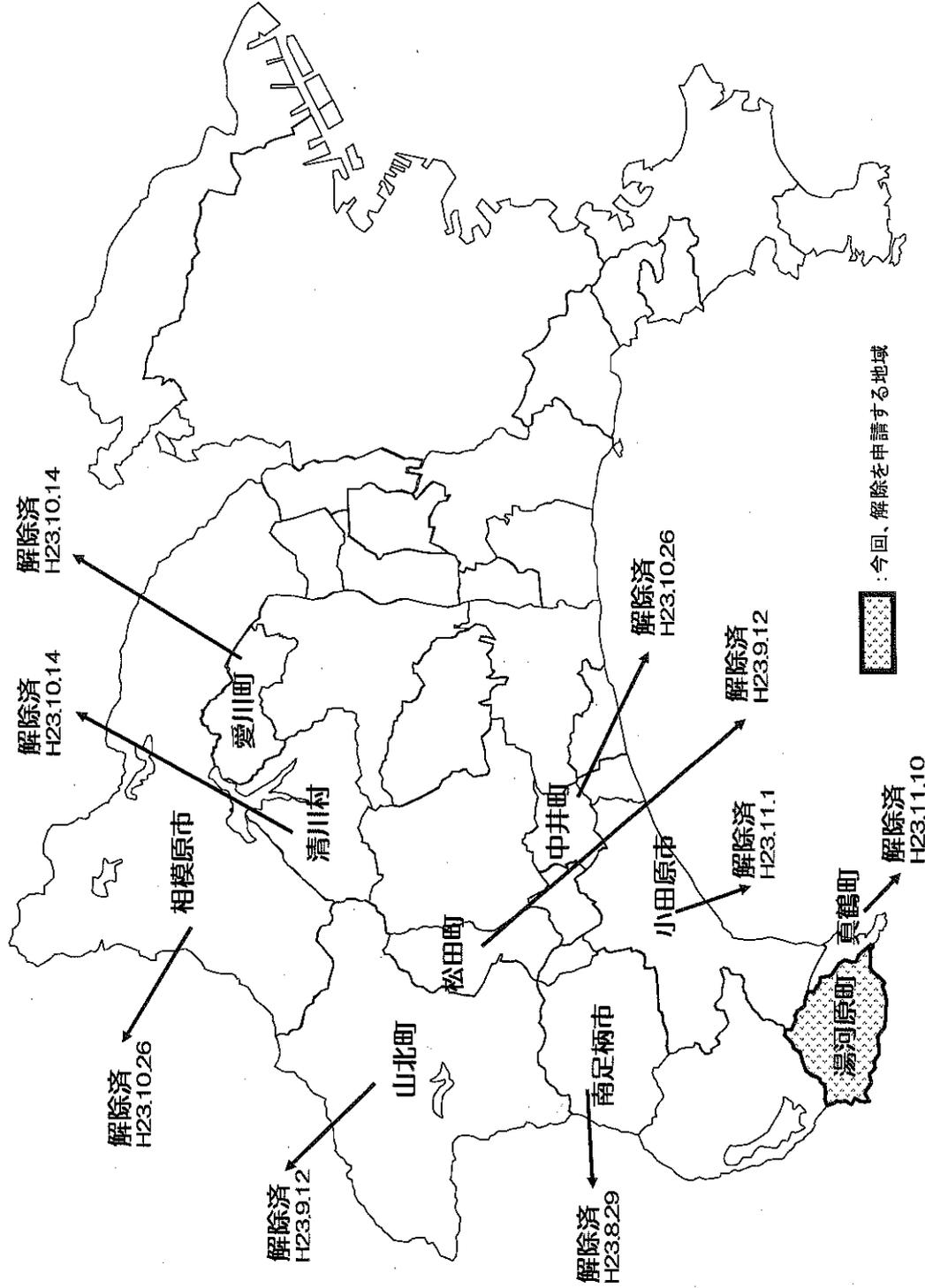
5 解除後のモニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

基準値を超える結果が出た場合、該当地域の「茶」について、すみやかに出荷自粛を要請する。

湯河原町における検査地点



[神奈川県におけるチャの出荷制限解除状況]



 : 今回、解除を申請する地域

市町村名	湯河原町
栽培面積 (ha)	11
農家戸数 (戸)	5

栽培面積：H18年神奈川県農林水産統計年報より
農家戸数：2010年農林業センサスより